

知的障害者旅客運賃割引規程

制 定 1991.11.27 京急広示第309号

一部改正 2023.10.2 京急広示第588号

(適用範囲)

第1条 この規程は、知的障害者が、単独でまたは介護者とともに、当社線および連絡運輸の取り扱いをする他社線とにまたがり乗車する場合に適用する。

(知的障害者)

第2条 この規程において「知的障害者」とは「療育手帳制度について」(昭和48年9月厚生省発見第156号厚生事務次官通知。以下「事務次官通知」という。)により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいう。

(注) 療育手帳の様式は、次のとおりとする。

(1) 事務次官通知により示された様式

(表紙) 療育手帳 〇〇県(市)	(1ページ) 写真(縦4cm 横3cmで脱帽 して上半身を 写したもの) 第 号 平成 年 月 日交付 氏 名 明治 大正 昭和 平成 年 月 日生 〇〇県(市) 甲	(2ページ) 本人 性別 男女 旅客鉄道株式会社旅客運賃減額 第一種・第二種知的障害者 保護者 氏名 続柄 職業 電話 住所	(17ページ) 5 この手帳の判定欄の「A」「B」の記号は、障害の程度を示すもので、「A」は重度「B」はそれ以外を意味します。 6 電車、バス、飛行機などの交通機関を割引運賃で使うときには、切符を買うときにこの手帳を提示するとともに、乗車中もかならずこの手帳をおもち下さい。 7 手帳を使えなくなる場合がありますので判定の記録欄に記載された、「次の判定年月」まで児童相談所又は知的障害者更生相談所の判定を受けて下さい。
---------------------------------------	--	---	--

(2) 「カード型療育手帳の仕様について」(平成27年11月18日厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課事務連絡)により示された様式

プラスチックカード製手帳(縦5.4cm×横8.5cm)

療育手帳		〇〇県 第 号
氏名	交付	再交付
住所	生 性別	写真 2.7 × 2 cm
保護者氏名 住所	続柄	
障害の程度(総合判定)		〇〇県 公印 1.2× 1.2cm
旅客鉄道株式会社旅客運賃減額		
航空割引		
判定年月日	判定機関	
合併障害	身体障害 級	
次の判定年月		

- (3) 前2号のほか、「マイナンバーカードを活用した障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」(令和4年1月18日国鉄事第602号国土交通省鉄道局長通知)によるものは、第7条に定める割引乗車券類の購入申込みの際および第10条に定める乗降の際ならびに乗車船中の呈示に限り、療育手帳に代わるものとするができる。
- 2 前項の知的障害者を、次に掲げる第1種知的障害者および第2種知的障害者に区分する。
- (1) 「第1種知的障害者」とは、次に掲げる者をいう。
- イ 知能指数がおおむね35以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの
- ロ 肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね50以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの
- (2) 「第2種知的障害者」とは、前号以外の者をいう。
- 3 第1種知的障害者および第2種知的障害者の別については、療育手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載により確認することができる。

(介護者)

- 第3条** 知的障害者が、第1種知的障害者および定期乗車券を使用する12才未満の第2種知的障害者であるときは、知的障害者1人に対して、1人の介護者をつけることができる。
- 2 前項の介護者は、鉄道係員が介護能力があると認められる者であって、その購入する乗車券の種類・乗車区間および有効期間が知的障害者と同一で、知的障害者の乗車券と同時に購入するものでなければならない。

(割引乗車券の種類)

- 第4条** 知的障害者に対して割引の取り扱いをする乗車券の種類は、次のとおりとする。
- (1) 普通乗車券 第1種知的障害者が単独または介護者とともに乗車する場合および第2種知的障害者が単独で乗車する場合に発売する。
- (2) 定期乗車券 第1種知的障害者および12才未満の第2種知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。
- (3) 普通回数乗車券 第1種知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。
- 2 介護者および知的障害者に対して割引の取り扱いをする乗車券の種類は、前項の規定により知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、知的障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第2項の規定にかかわらず、通勤定期乗車券に限るものとする。

(注) 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても介護者に対しては、通学定期乗車券を発売しない。

(取扱区間)

- 第5条** 知的障害者および介護者に対して発売する割引乗車券の取扱区間は、当社線および当社線と他社線との連絡運輸範囲内の各駅相互間とする。ただし、知的障害者が単独で普通乗車券によ

って乗車する場合は、当社線と他社線との片道の営業キロが101キロメートル以上の区間を乗車するときに限る。

(割引率)

第6条 知的障害者および介護者に対する割引率は、5割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。

(割引乗車券の購入申し込み)

第7条 知的障害者が割引乗車券を購入する場合は、療育手帳を発売箇所に呈示し、口頭または適宜の申込書により必要な乗車券の申し込みをしなければならない。ただし、大人の知的障害者で当社線内相互間を乗車する場合に限り、小児普通乗車券を代用として購入する（以下「代用乗車券」という。）ことができる。

(介護者の同行)

第8条 第3条第2項の規定により購入した乗車券は、知的障害者とその介護者とが、同一の列車により乗車する場合に限って有効とする。

(割引乗車券の旅客運賃の払い戻し)

第9条 第3条第2項の規定により購入した乗車券に対する旅客運賃の払い戻しは、知的障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについても、ともに行う場合に限って取り扱う。どちらか単独の払い戻しは行わない。

(療育手帳の携帯)

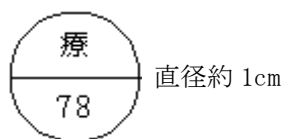
第10条 知的障害者またはその介護者は、乗降の際および乗車中は、療育手帳を携帯し、鉄道係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

(乗車券の発行方)

第11条 知的障害者および介護者が療育手帳を呈示して、乗車券の購入を申し出たときは、同手帳の記載事項を確認のうえ、乗車券の券面に次の各号に定める表示をして発売する。

(1) 単独用として発売する乗車券

イ ゴム印による表示



ロ 自動券売機等により発売する乗車券



(2) 介護付用として発売する乗車券

イ. ゴム印による表示

(イ) 知的障害者本人に対するもの



(ロ) 介護者に対するもの



ロ. 自動券売機等により発売する普通乗車券および回数乗車券

(イ) 知的障害者本人に対するもの



(ロ) 介護者に対するもの



ハ. 自動券売機等により発売する定期乗車券

(イ) 知的障害者本人に対するもの



(ロ) 介護者に対するもの



(注1) 知的障害者および介護者に発売する代用乗車券には小児普通乗車券に「小」と表示する。

(注2) 知的障害者に発売する小児用定期乗車券は、旅客運賃を割引しないが乗車券面には所定の表示をすること。

(その他の取扱方)

第12条 前各条の規定以外の取扱方は、旅客運送に関する一般の規定による。

附 則

この規程は、2023年10月1日から施行する。